

## 土砂災害危険箇所について

法律名称等	砂防三法			土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害危険箇所(通達)
	砂防法	地すべり等防止法	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律		
施行年・区域名	明治	★ 明治30年3月 砂防指定地			
	大正				
	昭和	★ 昭和33年3月 地すべり防止区域		★ 昭和44年7月 急傾斜地崩壊危険区域	★ 昭和41年10月 (通達) ・土石流危険渓流 ・急傾斜地崩壊危険箇所 ・地すべり危険箇所
	平成			★ 平成13年4月 土砂災害(特別)警戒区域	
	令和				
制限	土地の掘削、立木の伐採等、土砂災害を誘発する行為			建築物の構造規制、移転勧告、不動産取引時の重要事項説明、避難計画、避難訓練等の実施	なし
当該地対象	【対象外】 当該地での行為は区域外であり法規制の対象外である	【対象外】 当該地での行為は区域外であり法規制の対象外である	【対象外】 当該地での行為は区域外であり法規制の対象外である	【対象外】 当該地での行為は区域外であり法規制の対象外である	【一部対象あり】 地すべり危険箇所(農村振興局)について区域内となるが規制はない その他は対象外





ハザードマップ  
みんなのハザードマップ

- 表示切替
- 土砂災害危険箇所マップ
  - 地すべり危険箇所(国交省)
  - 地すべり危険箇所(農村振興局)
  - 地すべり危険箇所(林野庁)
  - 土石流危険渓流
  - 急傾斜地崩壊危険箇所
  - 土石流危険区域
  - 主流路
  - 土砂災害(特別)警戒区域マップ
  - 警戒区域・土石流
  - 特別警戒区域・土石流
  - 警戒区域・急傾斜地の崩壊
  - 特別警戒区域・急傾斜地の崩壊
  - 警戒区域・地すべり
  - 指定区域(砂防三法)マップ
  - 砂防三法\_地すべり防止区域
  - 砂防三法\_急傾斜地崩壊危険区域
  - 砂防三法\_砂防指定地

透過度

検索結果

ここに検索結果が表示されます



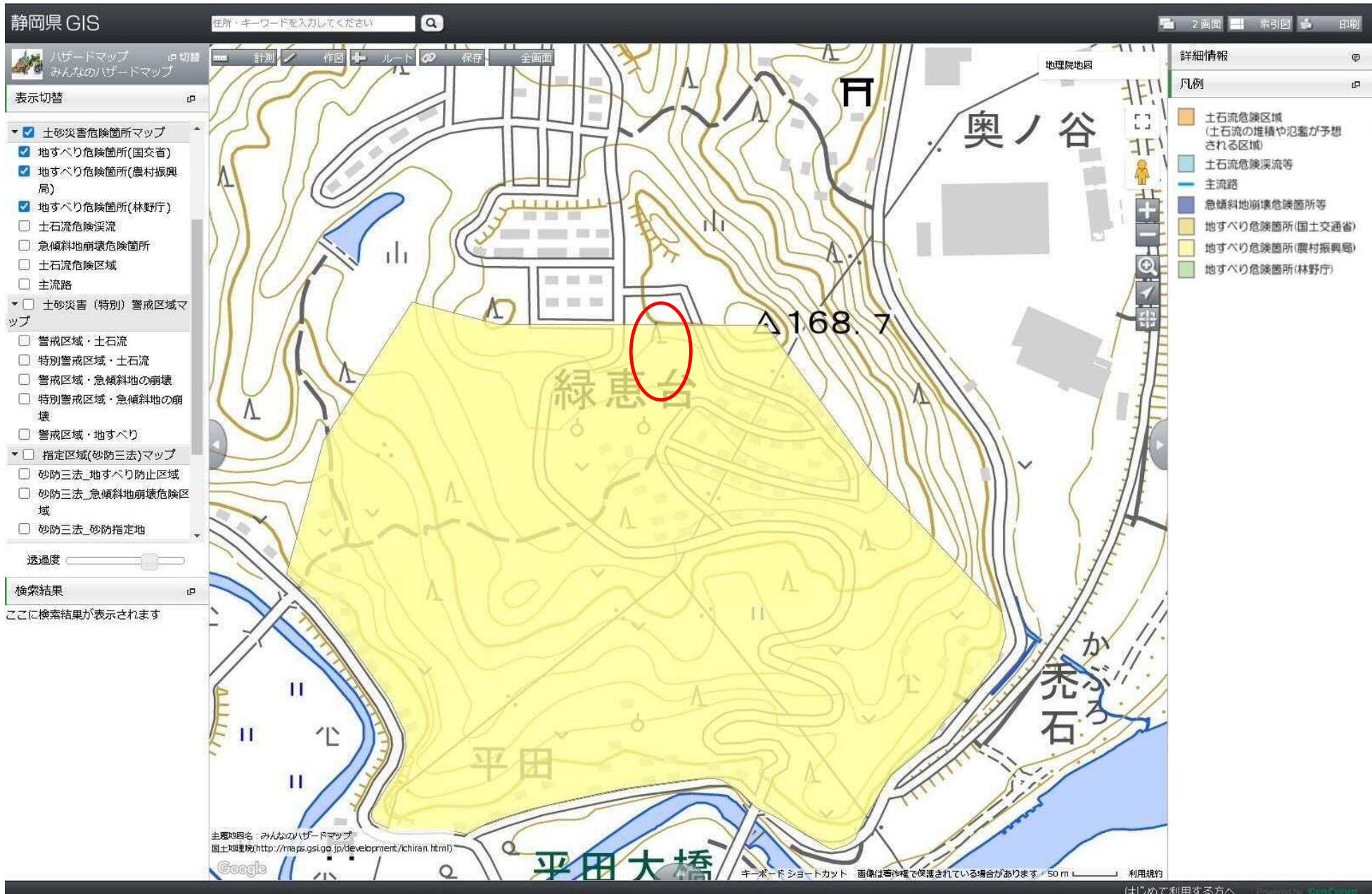
主題地図名: みんなのハザードマップ  
国土地理院(<http://maps.gsi.go.jp/development/chiran.html>)

Google

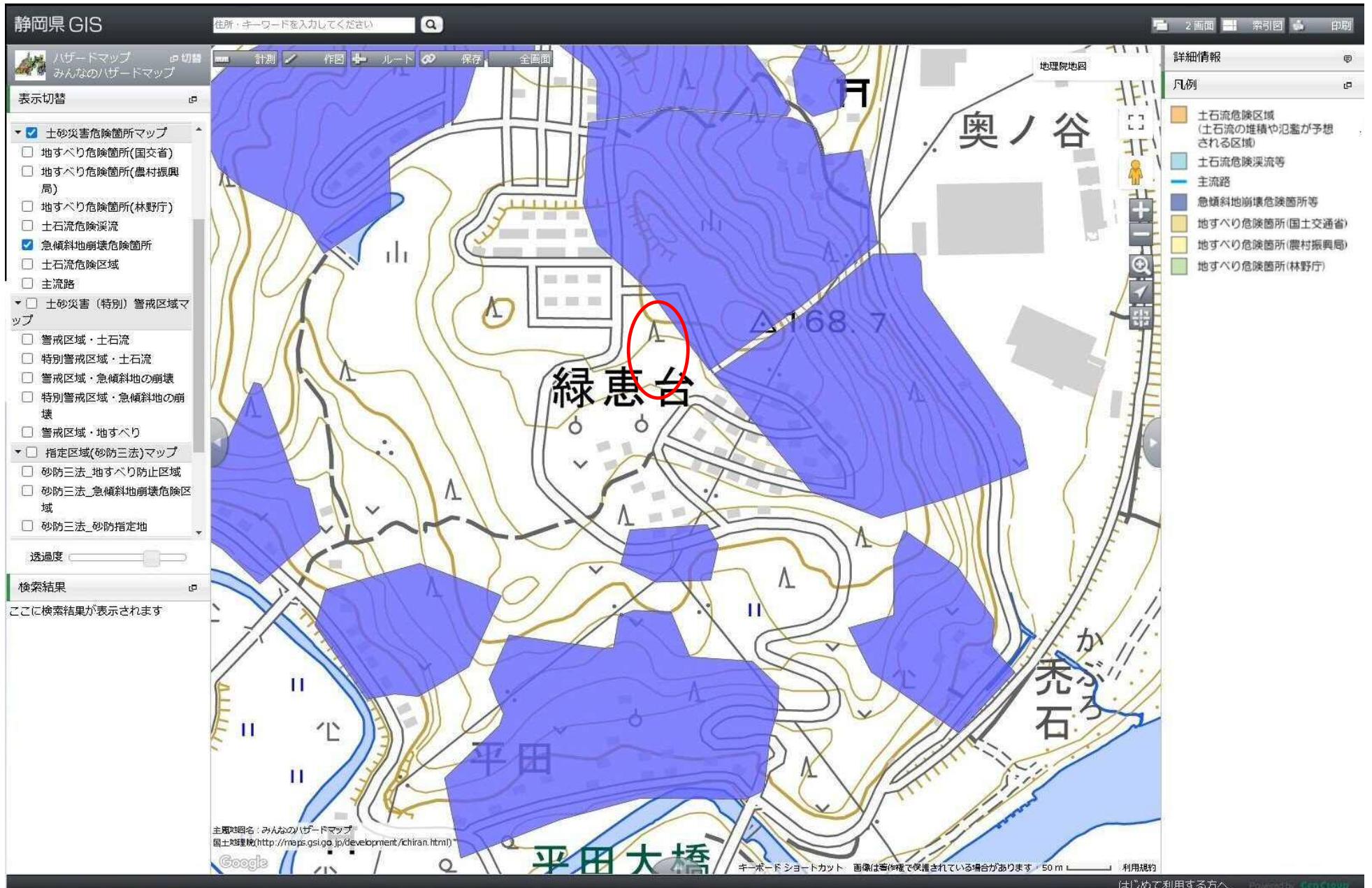
キーボードショートカット、画像は著作権で保護されている場合があります 50 m 利用規約

はじめて利用する方へ

Powered by







土砂崩壊等による災害危険箇所の再点検について

一〇〇八

## 四 調 査

### ○危険溪流に対する資料の提出について

〔昭和四一年一〇月一四日 建河砂第二五九号〕  
各都道府県土木部長あて  
建設省河川局砂防課長

標記について、別紙要領により、資料を作成の上、十月三十一日  
(必着)までに提出願いたい。  
(別紙)

#### 危険溪流に対する資料の提出について 〔四一・一〇・一二〕

〔昭和四四年五月一日 建設省河砂発第三〇号〕  
各都道府県土木部長あて  
建設省河川局砂防部長

### ○土砂崩壊等による災害危険箇所の再点検について

V が扇状地、谷の出口等に存在し土石流発生と同時に直接その被害を受ける集落をいう。  
N 保全対象区域の現況欄には、人家、公共施設、公共建物別に  
V 資料提出の規模は危険を予想される渓流のうち、特に緊要なものを見出し、昭和四十一年度予防砂防予算の二・五倍程度を目  
標として作成のこと

#### 1 目的

最近における災害の一つの特徴として一見安定した河状林相を呈している地域に、異常豪雨による土石流が発生し、人家、集落等が潰滅的被害を受け幾多の貴重な人命が失われる事例が多い。このような事態を防止するためには各渓流の想定荒廃規模に対応した予防的砂防ダムが必要であるのでこれらの調査を行うことによつて今後の予算要求上の資料とした。

#### 2 調査対象渓流

現在荒廃していないが、土石流の発生のおそれのある渓流のうち土石流が発生した場合直接その被害をこうむる集落の存する渓流を対象とする。

#### 3 とりまとめ要領

- I 別添様式により作成のこと
- II 五万分の一地形図に位置を記入すること
- III 「土石流が発生した場合直接その被害をこうむる集落」とは、台風二十六号により被災した山梨県・西湖根場のところ、集落

土砂崩壊等による災害危険箇所に対する警戒避難体制の確立については、別途都道府県知事あて、河川局長名をもつて通知したところであるが、今後これらの災害に対する対策を講ずるため、これら土石崩壊等による災害危険箇所(さきに調査を行なつた地すべり危険箇所、土石流危険箇所、急傾斜崩壊危険箇所は除く。)を再点検する必要があるので、治山及び耕地主管課と連絡のうえ、別紙様式により昭和四十四年六月末日までに必着するよう報告されたい。

なお、今回点検の災害危険箇所の集計結果に基づき必要と認められるものについては、さらに詳細調査をお願いすることとなるので、念のため附記する。